

海外新話卷之二

林則徐掌廣東政務事

黃爵茲の上書ありたる小依て鴉片禁止の趣益嚴密と

其沙汰ありと云ふこれ嗜好するの彼一日喫せざるをい

渴を支ふるより最苦き心地ありければ海邊の土民等猶

禁を破りて休まざり奸商其機を察し私小蓄藏する

所の鴉片煙を以て彼小鬻り此小販く程ある事最聞

小達せし帝憤激し如何に其根源を断ち

去るべきの政法を詳議せしめ人廷に奏して曰級令

國內は残り有る所の鴉片家毎は藏し戸毎は積と

久も廣東の交易を嚴禁——一塊の烟土を——此方へ
さうある其根源自ら消滅せよ——今日小松で根源を断
つて所以ある人猶私に持来ると疑ひあり先相應の人と擧
げ其任を授くべし難く可なりと尋ねる小林則徐と云者あり
公明正且事を處する小頗る果敢ありこれを總督の要
任に授け専ら廣東の政務を掌らしむべしと朝議是を
一定を依て林則除は廣東總督の命を賜る林則除は
衆人の中より拔擢せられ其身は大任を受ければ君恩肝
小銘し此度こそ鴉片煙の根源を断ち塞ぎ永く中華の
財宝は富有せんと天小松を以て地は盟ひ道光十九年
保十年

皇国の天

の春北京を發見し遠く九千里の道程を歴て廣東府
小着しける依て先支館の内ふ入り如何なる事やあると
巡察する小去年歸帆せし支商等又渡来し既支館
中ふ充満す夫より出て湊は浪見渡せし二十四艘の英吉
利船帆柱を連ねて滞泊せし尚又廣東の奸商等頻に
彼の館中ふ出入し夷人の爲に周旋し私に鴉片煙を
賣り扱くの模様ありければ林則徐容易に禁令の行
はざらん故に察し鄧廷楨と同一會議ありて其嚴禁の法
を設け先内地の居民を招き諭して曰く鴉片を賣買の
事へ去年禁令下る如くされば益その令を固く守り

聊う遠犯あるるむ元來鴉片の毒物なるを夷人能是と
 知れり故小自國の者へ嚴小これ吸食するを戒禁ト
 却て我中華の人民を騙く汝等久く其騙欺を受け
 烟毒の身を害するを不悟らむ譬へ猶狸々の酒を嗜む
 蛾の光り成好む如く其嗜好する所の物は依て終小已
 身命を亡ふを智のあらずむや以後遠犯するをたて決
 めて容捨ありと而る後又商館の夷人小向ひて若や
 今年持来る所の鴉片烟あはれ其數を悉して今日
 より二日を限り此方へ差出まざるを嚴重に達しなれ
 ざる夷人等兎角小自ら汝等犯すの罪成忍れ二日を

遇れども有毎の返答ふ及び林則徐へ大ふ怒り憎き
夷人どもも去年禁止の令下りし後も憚らざる竊
ふ持渡り中華の財宝を貪り取んとせ愈その鴉片を
出さざれば汝等所盡く殺戮し一人も許し還さず事やある
べき幸和蘭陀佛朗西米利加等の諸蛮夷當地にある
て他日法を犯す者の戒めふせんと即ち數百人ふ干戈と
執り英吉利の商館に押寄る夷人となれんて大に辟
易し一千二百十七函の鴉片を即時に差出せ林則徐
はらく思ふ其數猶不足あり依て又再三とれ責めると
いふも夷人言辭を飾り百計秘藏して聊も出せし

あり林則徐又一策を設け去る命とて湊に繋ぎし檣舟
 を奪ひ夷人等本船の通路を断ち截り土人令一切
 の食物を夷館へ入るゝと瓜分せむ且館内へ入りて彼等
 為小日傭をある者をとくく館外へかゝり置夷人等
 て坐るゝ疲弊せむ如此あると数日おいて夷人大小
 當惑し飢渴を待とう外あり且如何とも詮方ありし
 て見へけると林則徐とて其情を察し又告て曰畜畜
 所の鴉片烟四分の一を出さば日傭の者を給せん半を
 かき食物を與へん四分の二を出さば交易回のごとく許容
 ると云ふと夷人今飢窮に迫り計策を運らまふ力

るく竟小有る所の鴉片悉く差出―且深く法を犯
すの罪を謝せり則徐北京へ早馬をきて此趣を奏聞
せり帝其功を授け給ひ彼が出た所の鴉片烟其地
小村にてこれを悉く焼捨て―その沙汰ありり林則徐ハ命
を奉りて直ふことを焼んとせりり重て思案する小縦
令焼とせり其灰猶食ふ―と聞く然れば別は方
ありて先を灰焼燬―後其灰を塩及び石灰混
數百人をしてこれを地上に踏躡せり而るのち海中に
棄ぬる人固より禁を犯すの罪自らこれを犯すといふも
餘り林則徐の所為峻酷猛烈なるを見て心中寒くして

於虎頭門
燒棄鴉片
煙土圖

